

## GPA制度の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、グレードポイントアベレージ(以下「GPA」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目5段階の成績評価に対応して4～0のグレードポイント(以下「GP」という。)を付与して算出する1単位当たりのGP平均値をいう。

(成績評価とGP)

第3条 愛仁会看護助産専門学校履修規程で定める成績評価並びに評点に対するGPは、次表のとおりとする。

成績評価	評点	GP
秀	90点以上	4
優	80点～89点	3
良	70点～79点	2
可	60点～69点	1
不可	60点未満	0

(GPAの種類と算出方法)

第4条 GPAは、当該年度における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「年度GPA」という。)並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「通算GPA」という。)の二種類とする。

2 年度GPA及び通算GPAの計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下を切り捨てて表記する。

(1)年度GPAの計算式

$$\text{年度GPA} = \frac{(\text{その年度に評価を受けた科目で得たGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{その年度に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

(2)通算GPAの計算式

$$\text{通算GPA} = \frac{((\text{各学期に評価を受けた科目で得たGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}) \text{の総和}}{(\text{各学期に評価を受けた科目の単位数の合計}) \text{の総和}}$$

(GPA対象科目)

第5条 GPA対象科目は、第3条に基づきGPが付与される授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる科目については、GPAの対象科目から除くものとする。

(1)学則第20条及び第20条の2において、本学における履修したものとして単位を認定した科目

(GPA計算期日)

第6条 GPAの計算は、学年ごとに定められた期日(成績発表日)までに確定した成績に基づいて行う。

(GPAの記載)

第7条 成績通知書には、年度GPAを記載する。

2 成績証明書には、通算GPAのみを記載する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、運営会の議を経て、別に定める。